

名称:「遊技機」事件 審決取消請求事件

知的財産高等裁判所第2部:平成26年(行ケ)10153号 判決日:平成27年3月5日

判決:請求認容(審決取消)

特許法第29条第2項

キーワード:進歩性、周知技術の認定

[概要]

特許無効審判の審決に対する審決取消訴訟において、周知技術の認定が誤っているとして、特許維持となった審決が取り消された事例。

[本件発明1:請求項1] ※下線は争点、符号は判決文より追記した。

【A】前面扉を開放状態とすることにより操作可能となる設定変更操作手段(設定スイッチ91)を備える遊技機であって、

【B1】遊技の進行を制御すると共に、遊技の進行状況に応じた制御情報を送信する遊技制御手段(遊技制御基板101)と、

【B2】前記遊技制御手段から送信された制御情報を受信し、該受信した制御情報に基づいて少なくとも前記遊技に関する演出の実行を制御するものであって、書き換え可能な演出用記憶手段を含む演出制御手段(演出制御基板120)とを備え、

【C】前記遊技制御手段(遊技制御基板101)は、

【C1】所定の入賞の発生を許容する旨を、所定の確率で事前に決定する事前決定手段と、

【C2】前記所定の確率に基づいて算出される払出率について設定された段階を示す情報を記憶する特定領域(112-3)と、遊技の進行状況に関する情報を記憶する領域として記憶すべき情報の重要度に応じて分けられた特別領域(112-2)と一般領域(112-5~8)とを含む遊技用記憶手段(RAM112)と、

【C3】前記前面扉が開放状態となっているか否かを検出する開放検出手段(窓開放センサ95)と、

【C4】前記開放検出手段により前記前面扉が開放状態となっている旨が検出され、さらに前記前面扉を開放状態とすることにより操作可能となる変更許可開始操作手段(設定キースイッチ92)が操作されることにより所定の設定変更許可条件を成立させて、設定変更期間を開始させる変更期間開始制御手段と、

【C5】前記設定変更期間において、少なくとも前記設定変更操作手段が操作されることによって、前記特定領域に記憶された段階を変更する設定変更手段と、

【C6】前記設定変更期間が開始されたときに、前記遊技用記憶手段に情報が記憶されている変更前の段階を表示手段に表示させる段階表示制御手段と、

【C7】前記設定変更期間が開始したときに、前記演出用記憶手段の記憶情報を初期化することを指示する初期化制御情報を前記演出制御手段に送信する初期化制御情報送信手段と、

【C8】前記設定変更期間が終了したときに、該変更後の前記設定された段階に関する情報を含む設定制御情報を送信する設定制御情報送信手段と、

【C9】前記設定変更手段による段階の変更の際に、前記遊技用記憶手段に含まれる領域のうちの前記一般領域(112-5~8)に記憶されている情報を初期化する初期化手段とを備え、

【D】前記演出制御手段は、

【D1】前記初期化制御情報を受信することによって前記演出用記憶手段の記憶情報のうち少なくとも演出の実行に関する情報を初期化し、

【D2】前記設定制御情報を受信することによって前記設定された段階に関する記憶情報を前記演出用記憶手段に記憶する

【E】ことを特徴とする遊技機。

[審判での判断] ※下線は筆者が付した。

(1) 相違点 2 : (遊技制御手段が備える変更期間開始制御手段に関し)

本件発明 1 は、構成 C 4 : 設定変更期間を開始させるもの、甲 1 発明 : 前面扉の開放検知は、演出制御手段の開放検出手段であり、構成 C 4 の変更許可開始操作手段及び変更期間開始制御手段を備えるものではない。

(2) 相違点 6 : (遊技制御手段が備える初期化手段に関し)

本件発明 1 は、構成 C 9 : 一般領域に記憶されている情報を初期化するもの、甲 1 発明 : 演出制御手段で制御される A ボタンを操作すると、演出制御手段の RAM の遊技機データ記憶領域の総合データがクリアされるが、総合データが遊技機データ記憶領域のどの領域であるか不明。

(3) 相違点 2 に関し、甲 5、甲 1 6 及び甲 1 5 について、主制御手段 (遊技制御手段) と、副制御手段 (演出制御手段) とを有するものにおいて、主制御手段 (遊技制御手段) で設定値の変更を制御するものとは認められない、と認定し、周知技術ではないとした。

(4) 相違点 2 に関し、仮に「前面扉の開放を制御条件とし、設定値の変更操作が可能になること」が周知技術 1 であったとしても、

[1] 甲 1 発明の扉開閉監視手段は、設定値の変更と無関係であるから、適用しても、適用前と同様に設定値の変更と無関係に扉の開閉監視を行うだけの遊技機にしかならず、

[2] 甲 1 発明は、本件発明 1 のように、前面扉の開放を条件とした変更許可開始手段の操作を契機として、設定値の変更のみならず、設定値の表示や記憶情報の初期化につながるものではないから、甲 1 発明に周知技術 1 とされるものを適用することは技術的困難性がある。

(5) 相違点 6 に関し、甲 4、1 1、1 2 は、いずれも本件発明 1 と異なり、遊技制御手段の遊技記録手段内に特定領域、特別領域、一般領域を有するものではなく、本件発明 1 が設定値変更の際に初期化しない特別領域について言及するものではない。とすれば、相違点 6 の構成が、甲 4、1 1、1 2 に記載されておらず、周知技術ではない。

[裁判所の判断]

1. 取消事由 1 (相違点 2 の判断の誤り)

(1) 周知技術の認定

甲 5 発明及び甲 1 6 発明は、前面扉を開放状態とすることにより、その開放を検出する手段 (前面扉開閉センサ 3 5) により前面扉が開放状態となっている旨が検出され、設定信号判定部 4 4 (甲 5 発明) 又は信号判定部 3 6 (甲 1 6 発明) による判定を受けて操作可能となる操作手段 (シリンダ 2 9、設定キー 2 8、電源スイッチ 2 3) により、設定変更が可能となり、この状態において設定変更手段 (設定変更ボタン 3 0) を操作して設定を変更するものである。

甲 1 5 記載の技術事項は、前面扉を開放状態とすることにより、その開放を検出する手段 (ドアスイッチ 4 4) により前面扉が開放状態となっている旨が検出され、ドアスイッチ 4 4 による検出を受けて操作可能となる操作手段 (キースイッチ 4 3) により、設定変更が可能となり、この状態において設定変更手段 (ドアスイッチ 4 4) を操作して設定を変更するものであるといえる。

以上のように甲 5 発明、甲 1 6 発明及び甲 1 5 記載の技術事項が、いずれも技術思想及び構成として同等といえる上、特定の操作を回避して次の操作をさせないためには、特定の操作の有無を検出して、その操作がある場合にのみ次の操作を有効とすればいいことは、技術的に自明であるから、開放検出手段により前面扉が開放状態となっている旨を検出し、前面扉が開放状態の場合にのみ操作可能となる変更許可開始操作手段により所定の設定変更許可条件を成立させて、これにより設定変更期間を開始するとすることは、周知技術であると認めるのが相当である。

(2) 開放検出手段の制御

スロットマシン等の遊技機の制御回路の各種機能を、メイン制御基板とサブ制御基板とに分けてそれぞれに割り振るようには、適宜の選択に応じてされる単なる設計事項といえる(甲2・・・)。

メイン制御基板とサブ制御基板の制御機能の割り振りが適宜になす設計事項であれば、これを制御機能からみて遊技制御機能と演出制御機能と言い替えても同等であるから、開放検出手段を、遊技制御手段に備えさせるか又は演出制御手段に備えさせるかも、当業者が適宜な設計事項といえる。

(3) 容易想到性

以上(1)(2)によれば、上記(1)に認定の周知技術は、遊技制御手段についても、演出制御手段についても等しく適用可能なものであって、甲1発明において、設定変更の不正対策を万全なものとするために、上記(1)に認定の周知技術を適用し、前面扉の開放検出手段を遊技制御手段に設けるとして相違点2に係る本件発明1の構成とすることは、公知技術に周知技術を適用しただけであって、当業者であれば容易に想到できるものというべきである。

2. 取消事由2(相違点6)

(1) 審決の判断

・・・(略)・・・構成【C9】により初期化されるとされたのは一般領域のみであり、特定領域や特別領域の初期化の有無については、構成【C9】は何ら限定を付すものではない。

前記の審決は、相違点6が、一般領域の初期化に係るものであるにもかかわらず、上記各刊行物記載の発明が、「特定領域」「特別領域」「一般領域」の区分という相違点1に係る事項を有しないことと、特別領域の初期化という相違点6とは関連のない技術事項を有しないことを理由とし、上記各刊行物に相違点6に係る本件発明1の構成の記載がないと判断したものであって、合理的根拠を欠くことが明らかである。

(2) 容易想到性

(甲2、甲4、甲11、甲12を参酌して)、設定変更の際に、遊技制御手段が備える遊技用記憶手段に含まれる領域(一般領域)に記録される情報が初期化されることが記載されているといえる。

以上のとおり、相違点6に係る本件発明1の構成は、周知技術であるから、甲1発明にこの周知技術を適用して相違点6に係る本件発明1の構成とすることは、当業者が容易に想到し得たものと認められる。

[コメント]

本件発明1の請求項は、機械的構成及び制御的構成で特定されている。このような特定の場合には、一つの目的を達成するために無数の構成が考えられる。本事案に関し、厳密に言えば、甲1と他の文献の構成を組み合わせても本件発明1の構成にならないと考えられるところ、その相違点を埋めるために、その技術思想及び構成が同等として、「特定の操作を回避して次の操作をさせないためには、特定の操作の有無を検出して、その操作がある場合のみ次の操作を有効とすればいいことは、技術的に自明である」とし、相違点を周知技術として認定している。

特許異議申立や無効審判において、無数の組み合わせが考えられる機械的構成及び制御的構成によって一つの目的を達成する場合には、本発明の判断を参考にした主張ができるかもしれない。

以上